

税務行政におけるオンラインツールの利用について



国税庁においては、納税者の利便性向上や税務行政の効率化を図る観点から、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組んでいます。

令和 7 年 9 月以降、デジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境である GSS（ガバメントソリューションサービス）を順次導入しており、GSSにおいて提供されるオンラインツール（インターネットメール、Web 会議システム（Microsoft Teams）、オンラインストレージサービス（PrimeDrive）及びアンケート作成ツール（Microsoft Forms））を必要に応じて業務利用する（※）こととしています。

1 取組の概要

本取組の概要については、下記のとおりです。

税務署等職員への連絡にメールを利用できます



- メールでの連絡も可能に
- メールにデータを添付してデータの受渡し

大容量データの受渡しには
オンラインストレージサービスを利用できます



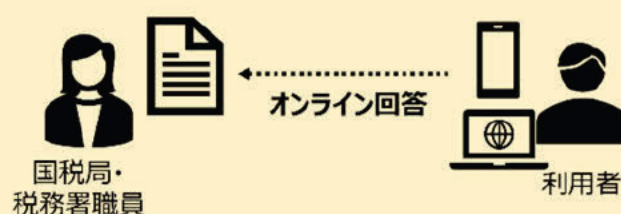
- オンラインストレージサービス(PrimeDrive)を利用してデータの受渡し

税務署等職員との打ち合わせに
Web会議を利用できます



- Web会議システム（Microsoft Teams）を利用して打ち合わせ等を実施

アンケートはオンラインで提供します



- アンケート作成ツール（Microsoft Forms）を利用して各種アンケートを提供

オンラインツールの利用については、税務署及び国税局の担当者（以下「税務署等の担当者」といいます。）と利用者双方の合意がある場合に限り利用するものとし、利用者の合意が得られない場合に利用することはありません。

税務行政に対する個別のご意見・ご要望は当ホームページの「[ご意見・ご要望](#)」にお寄せください。

※ 国税庁におけるMicrosoft365を利用した情報収集については、[国税庁におけるMicrosoft365利用に係るプライバシーポリシー](#)をご覧ください。

2 オンラインツール利用の流れ

① オンラインツール利用に関する意思確認

オンラインツールのうち、インターネットメール、Web会議システム（Microsoft Teams）、オンラインストレージサービス（PrimeDrive）の利用に当たっては、利用者の理解を得ることを前提としておりますので、税務署等の担当者から利用者に対して、オンラインツールの利用に関する意思確認を行います。利用を希望される場合は、「オンラインツールの利用に関する同意事項」の内容に同意いただくとともに、オンラインツールの利用の際に使用するメールアドレスなど所定の事項を登録いただく必要があります。

なお、オンラインツールの利用の際に使用するメールアドレスなどの登録はアンケート作成ツールであるMicrosoft Formsより行います。税務署又は国税局ごとにMicrosoft Formsのフォーマットを用意しておりますので、以下のリンク先に掲載している利用者ご自身の所轄税務署等のフォーマットからご登録をお願いいたします（誤ったフォーマットを選択した場合には、再度登録をお願いすることとなりますのでご注意ください。）。

詳しくは、税務署等の担当者にお尋ねください。

登録フォーム

[札幌国税局](#)
(PDF/534KB)

[仙台国税局](#)
(PDF/617KB)

[関東信越国税局](#)
(PDF/570KB)

[東京国税局](#)
(PDF/633KB)

[金沢国税局](#)
(PDF/576KB)

[名古屋国税局](#)
(PDF/596KB)

[大阪国税局](#)
(PDF/622KB)

[広島国税局](#)
(PDF/588KB)

[高松国税局](#)
(PDF/533KB)

[福岡国税局](#)
(PDF/598KB)

[熊本国税局](#)
(PDF/596KB)

[沖縄国税事務所](#)
(PDF/425KB)

- ※ 1 関係民間団体の方や調達の契約事業者等、税務署等の担当者と別途オンラインツールの利用に関して合意している場合は、メールアドレス等の登録はMicrosoft Forms以外の方法によることも可能です。
- ※ 2 Microsoft Formsの入力方法については、[手順書 \(PDF/1,272KB\)](#) をご確認ください。

② テストメールの送受信、インターネットメールの利用

オンラインツールの利用に関する同意及びメールアドレス等のご登録後、税務署等の担当者から登録いただいたメールアドレスに対して、テストメールを送信します。なりすまし防止の観点から、税務署等の担当者が電話又は対面によりテストメールの受信確認を行い、利用者からテストメールへの返信を受けることで、インターネットメールの利用が開始となります。

- ※ 1 税務署等の担当者が使用するメールアドレスのドメインは「nta.go.jp」のみとなります。ドメインが「nta.go.jp」からのメールが受信可能となるように設定をお願いいたします。
- ※ 2 複数のメールアドレスの登録があった場合、それぞれのメールアドレスに対してテストメールを送信します。
- ※ 3 国税庁をかたった不審なメールが確認されております。被害に遭わないためにも、税務署等の担当者から送信されたメールアドレスをアドレス登録する方法などにより、税務署等からのメールであることを判別できるようにすることをお勧めします。
- ※ 4 人事異動後においては、システムメンテナンス等により、メールの送信が遅くなる可能性があります。
- ※ 5 税務署等の担当者から送信されたメールにファイルダウンロードのリンクが添付されている場合のダウンロード手順は、以下の手順書をご確認ください。

[ファイルダウンロード手順 \(PDF/1,044KB\)](#)

③ Microsoft Teams、PrimeDriveの利用

Microsoft Teams又はPrimeDriveは、税務署等の担当者から、インターネットメールにより登録メールアドレス宛てに送信されるMicrosoft Teams又はPrimeDriveのURLアクセスすることで利用が可能です。

- ※ Microsoft Teams、PrimeDriveの利用方法については、以下の手順書をご確認ください。
 - ・ [Microsoft Teams \(PDF/206KB\)](#)
 - ・ [PrimeDrive \(PDF/391KB\)](#)

3 税務調査等における利用について

税務調査等（※ 1、2）の際に、必要に応じてオンラインツールを利用することとしております。

- ※ 1 税務調査のほか、行政指導、滞納整理及び査察調査等も含みます。なお、Web会議システム（Microsoft Teams）については、滞納整理及び査察調査以外で利用します。
- ※ 2 大規模法人（調査課所管法人）を対象とした取組については、[調査等におけるオンラインツールの利用に関する情報](#)をご覧ください。
- ※ 3 税務調査においては、納税者の皆様のデジタル化の状況を踏まえ、帳簿書類等に係る電子データの提供をお願いする場合があります。
具体的な帳簿書類等に係る電子データの提供依頼について、[こちら \(PDF/199KB\)](#) をご覧ください。
また、ご提出いただいた電子データに係る国税当局の取扱いは、[こちら \(PDF/308KB\)](#) に掲載しておりますのでご覧ください。

なお、税務調査については、事業活動の現況確認等が必要不可欠であることから、臨場による調査を原則としていますが、効率的な調査の実施に資すると国税当局が判断した場合に、調査を進める過程で連絡等を取り合う際や依頼した資料等を提出していただく際の手段として、オンラインツールを部分的に利用することとしています。

また、オンラインツールについては、税務署等の担当者と利用者の双方の合意がある場合に限り利用するものとしており、利用者の合意がない場合には利用しません。

4 不審なメールや電話に関すること

オンラインツールは、利用者の方が税務署等の担当者との間で利用に関する意思の確認を行った場合にのみ利用することとなります。それ以外の国税庁をかたった不審なメールや電話に関する注意事項は以下のページをご覧ください。

[不審なメールや電話にご注意ください](#)

5 Q & A

税務行政におけるオンラインツールの利用に関するQ & Aはこちらをご覧ください。

[税務行政におけるオンラインツールの利用に関するQ&A（令和8年7月）（PDF/308KB）](#)